

○次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主等を定める規則

平成 17 年 9 月 20 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 1 号

次世代育成支援対策推進法施行令(平成 15 年政令第 372 号)第 2 項の規則で定める地方公共団体、その長又はその職員は、次の表の左欄に掲げるものとし、特定事業主行動計画に係る同項の規則で定める職員は、同表の右欄に定める職員とする。

管理者	管理者が任命する職員
-----	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 10 月 22 日泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。